

臨江閣の設置及び管理に関する条例の改正について（議案第70号）

文化財保護課

1 改正の理由

- (1) 使用料の納期の取扱いを明確にするため、所要の改正を行う。
- (2) 臨江閣の管理を指定管理者に行わせることができることとするため、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 市長は、必要があると認めるときは、使用料の納期を別に定めることができることとする。（原則は利用許可時に納付）
- (2) 指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。
 - ア 臨江閣の利用に関する業務
 - イ 臨江閣の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ウ その他教育委員会が定める業務
- (3) 指定管理者の管理の基準等について、次のとおり定める。
 - ア 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、臨江閣を適正に市民の利用に供しなければならない。
 - イ 指定管理者は、臨江閣を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。
 - ウ 指定管理者は、必要があると認めるときは、臨江閣の利用の制限、利用の許可の取消し等を行うことができる。
- (4) 利用料金について、次のとおり定める。
 - ア 市長は、臨江閣の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。
 - イ 指定管理者は、条例で定める使用料の額の範囲内で、市長の承認を得て利用料金を定めることができる。
 - ウ 市長は、必要があると認めるときは、利用料金の一部を市の歳入として徴収することができる。
 - エ 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減免し、又は還付することができる。

3 施行期日

令和7年4月1日